

平成十七年二月二十二日提出
質問 第二一 号

海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」における暴行事件等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛 徳

海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」における暴行事件等に関する質問主意書

自衛隊における悪質な事件が頻発している。特に海上自衛隊における自衛官の事件・事故が頻発していることは憂慮に耐えない。私はかつて護衛艦「さわぎり」における三等海曹の自殺事件の調査に加わったことがあるが、自衛隊は護衛艦「さわぎり」の陰湿ないじめ事件をなんら反省することなく、同種の事件を繰り返している。

今回発生したのは、海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」に船務科員として乗り込んでいた自衛官による悪質かつ卑劣な後輩いじめの事件である。当初、自衛隊（防衛庁）は、平成十六年十一月十日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会で、私がこの問題を取り上げたことに対し、今回の事件については「被害者の被害が大きくないなど比較的軽微な事案であった」と強弁している。

ところが海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」の事件は、その後の調べで極めて陰湿で、極めて悪質な事案であることが判明した。しかも海上自衛隊においてはこのような後輩いじめの事件が日常茶飯事、しかも常習的に繰り返されていることが判明した。今回の事件については、自衛隊の構造的な犯罪であり、

悪質な後輩いじめ事件であると、元自衛官が私あてに手紙をもって告発している。

今回の護衛艦「たちかぜ」の事件は暴行・恐喝事件に止まらず、自殺事件という重大な事件に発展する可能性がある。自衛隊は繰り返される事件・事故について重大な反省と厳正な対処が強く望まれるものである。

以下、質問する。

一 護衛艦「たちかぜ」における被告人佐藤治が艦内に持ち込んだとされる電動ガン及びガス銃について、自衛隊はその持ち込みの事実を本当に知らなかったのか。また、艦内への電動ガン、ガス銃の持ち込みは許されているのか。電動ガン、ガス銃の持ち込みの態様とその所携方法を承知していたのか否か、なぜ持ち込み及び所携について気付かなかったのか明らかにされたい。

二 護衛艦「たちかぜ」の艦内においては「サバイバルゲーム」もしくは「戦闘ゲーム」と称して密室状態で繰り返し撃ち合いが行われていたようだが、直属の上司である班長や分隊長はそれらの行為について本当に分かっていたいなかったのか明らかにされたい。

三 護衛艦「たちかぜ」の佐藤治被告の暴行・恐喝事件について、監督責任のある上司らについてはどのよ

うな処分がなされたのか、具体的に明らかにされたい。

四 護衛艦「たちかぜ」の事件について、佐藤被告と共犯関係にあると思われる海士長の私的制裁についてはなぜその責任が追求されなかったのか明らかにされたい。

五 護衛艦「たちかぜ」の佐藤治被告の暴行恐喝事件については、起訴事実以外にも「暴行を苦にしたとみられる隊員が自殺したのをどう償うのか」と裁判官が厳しくその責任を指弾している。自衛隊はこのいじめ自殺事件について、これまで調査をしているのか明らかにされたい。特に自殺をした隊員は佐藤治被告を名指しして「絶対にゆるさない」などの遺書メモを残しているが、自衛隊はそのような遺書メモの存在を承知しているのかどうか明らかにされたい。

六 自殺をした自衛隊員の遺族に対する補償は行われたのか明らかにされたい。
右質問する。